



令和 2 年度

田辺市職員採用試験実施要綱

一般事務職 3 種

(問い合わせ先) 田辺市役所総務部総務課人事係
〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町 1 番地
電話 0739-26-9916 (直通)

申込受付期間

8月3日(月)～8月17日(月)

※土・日・祝日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで

第一次試験日

10月18日(日) 午前9時00分

※入室は午前8時30分から

第一次試験場所

田辺市役所 本庁舎

(田辺市新屋敷町 1 番地)

採用時期

令和3年4月1日

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

	試験区分	採用予定人員	主な職務内容
①	一般事務職 3 種 (障害者対象)	1 人程度	市長部局又は教育委員会等の事務

2 受験資格

(1) 下記要件を満たす人

① 一般事務職 3 種 (障害者対象・高等学校卒業程度)

次に掲げる要件①の I～IV 全てを満たす人で、要件②の㉗～㉜のいずれかに該当している人

【要件①】

I. 昭和 60 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までの間に生まれた人

II. 活字印刷文 (文字の大きさは 11 ポイント程度) による出題 (点字による出題も可) 及び個別面接試験に対応できる人 (介助等のための付添人が同伴することはできますが、解答時間中は別室でお待ちいただきます)

III. 通勤 (家族等による送迎などを含む。) ができる人

IV. 週 38 時間 45 分の勤務が可能な人

【要件②】

㉗ 身体障害者手帳の交付を受けている人

㉘ 身体障害者福祉法第 15 条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書を提出できる人

- ㊦都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳の交付を受けている人
- ㊧児童相談所、知的障害者厚生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書等を提出できる人
- ㊨精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

※上記㊦～㊨の手帳等は受験申込日、受験日当日及び採用日において有効であることが必要です。
(該当しない場合は受験できないほか、最終合格後であっても採用されません。)

※上記㊦の診断書・意見書については、診断日から6ヶ月間を有効とします。申込日において有効であっても、受験日までに有効期限が到来することや採用日までに有効期限が到来することが想定されますので、期限に余裕をもって再度取得手続き等を行ってください。

※上記㊧の判定書等については、判定日から1年間を有効とします。申込日において有効であっても、受験日までに有効期限が到来することや採用日までに有効期限が到来することが想定されますので、期限に余裕をもって再度取得手続き等を行ってください。

※上記手帳や書類等には有効期限や再判定期日等の記載がある場合があります。有効期限にご注意ください。再発行や更新手続きに時間を要する場合がありますので、必ず確認してください。

※高等学校卒業程度とは、試験問題の程度を示すものであって、学歴により受験を制限するものではありません。例えば、最終学歴が中学校卒業であっても受験することができます。

※点字による出題を希望する人は申込書にその旨を記載してください。

(2) 上記に該当する人であっても、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (A) 日本国籍を有しない人
- (B) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (C) 田辺市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (D) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(3) 受験資格を満たさないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は、採用されません。

3 採用時期

令和3年4月1日

4 採用後の条件

勤務条件・給与等は、田辺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び田辺市職員の給与に関する条例等の規定によります。

5 試験の日時及び場所

	日 時	場 所
第一次試験	令和2年10月18日(日) 午前9時00分から (入室は午前8時30分から)	田辺市役所 (田辺市新屋敷町1番地)
第二次試験	令和2年11月15日(日)	田辺市役所 (田辺市新屋敷町1番地)

※ 第二次試験は個別面接を行います。日時及び場所の詳細は第一次試験の合格者に郵送で通知します。

6 試験種目一覧

第一次試験

試験区分	試験種目
一般事務職3種	教養試験、適性検査、作文

第二次試験

試験区分	試験種目
一般事務職3種	面接

7 試験の方法及び内容

	試験種目	試験方法	試験内容
第一次試験	教養試験	択一式 60分	文章読解能力、数的能力、推理判断能力、人文・社会・自然に関する一般常識、基礎英語を問う問題
	作文	800字程度 60分	指定のテーマによる作文
	昼 食		
	適性検査	択一式 35分	適性検査
第二次試験	面接試験	人物、性格等についての個別面談	

※ 教養試験は、高校卒業程度のレベルの問題が出題されます。

※ 補装具等が必要な場合は持参してください。

※ 点字による出題を希望される場合は、上記試験方法に記載している時間数を1.5倍した時間数が試験時間となります。

※ 第一次試験の適性検査及び作文については面接試験及び合否判定の補助的な資料として用います。

8 合格発表

合格者は、得点の高い順に決定します。ただし、それぞれの試験種目で、市が認める得点・基準に達しない場合は、順位にかかわらず不合格になることがあります。

第一次試験 合格発表	令和2年11月上旬頃までに受験者全員に合否を通知します。 市のホームページでもお知らせいたします。 http://www.city.tanabe.lg.jp/soumu/
第二次試験 合格発表	令和2年12月上旬頃までに受験者全員に合否を通知します。 市のホームページでもお知らせいたします。 http://www.city.tanabe.lg.jp/soumu/

※電話等による合否結果のお問い合わせには一切お答えできませんので、ご了承ください。

9 提出書類

(1) 田辺市職員採用試験申込書

- ① 記入心得を読んで必要事項を記入し、写真を貼付してください。
- ② 「現住所」欄は自分の現住所を記入し、「通知等送付先」欄は現住所以外への送付を希望する場合にのみ、その住所を方書まで詳しく記入してください。この場合、受験票を除く試験に関する一切の通知を通知等送付先欄の住所へ送付します。

- ③ 点字による出題を希望する人は、「受験に関する特記事項」欄に点字出題希望と記入してください。
- ④ 受験のために持ち込む補装具等については、「受験に関する特記事項」欄に記入してください。
- ⑤ その他受験の際に配慮を希望する人は、「受験に関する特記事項」欄にその旨を記入してください。ただし、内容によっては、試験の実施上、配慮できない場合もあります。
- (2) 受験票返信用封筒（受験票送付用）
受験票の送付に用いますので、封筒（長形3号）の表面に受験票送付先の郵便番号、住所及び氏名を記入し、**84円切手を貼ってください。**
〔注意〕採用試験申込書の通知等送付先欄への記入の有無に関わらず、受験票はこの返信用封筒に記載された住所へ送付します。
- (3) 手帳をお持ちの方は手帳の写し（障害名及び級別の記載箇所）、診断書および判定書等をお持ちの方はその書類の写しを添付してください。
手帳、診断書および判定書等の原本は受験日当日に確認いたしますので、必ず受験日（第一次試験日および第二次試験日）にご持参ください。

10 申込受付期間

令和2年8月3日（月）から令和2年8月17日（月）まで（土・日・祝日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。

11 申込方法

提出書類を総務部総務課人事係まで直接持参（代理人可）するか、又は郵送してください。郵送の場合には必ず簡易書留郵便とし、封筒の表に「採用試験受験申込み」と朱書してください。

この場合、令和2年8月17日（月）までの消印のあるものに限り受け付けますが、記載事項に不備があるときは、受理できないので十分注意してください。

12 採用試験申込書の受付先、送付先及び問合せ先

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地
田辺市役所総務部総務課人事係（電話 0739-26-9916 直通）

注 意 事 項

- 1 受験の申込みは、いずれか一つの試験区分に限ります。また、採用試験申込書の受理後における試験区分の変更は、認められません。
- 2 採用試験申込書及びその他の提出書類については、一切返却いたしません。
- 3 受験票は、採用試験申込書の受付締切後に送付します。（9月10日（木）までに受験票が届かないときは、総務部総務課人事係まで問い合わせてください。）
- 4 受験者は、試験日の午前9時00分までに、受験票、筆記用具等を持参の上、試験会場へ集合してください。（入室できるのは、午前8時30分以降です。）
- 5 筆記用具としてHBの鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム等を必ず用意してください。（マークシート方式の解答用紙には、万年筆、ボールペン、サインペン等の使用はできません。）
- 6 試験会場は所定の場所以外、**全面禁煙**です。また、定められた場所以外への立ち入りは禁止します。
- 7 車で来場される場合は、市役所前駐車場または扇ヶ浜海岸駐車場をご利用いただき、交通の妨げとなる周辺道路上への駐車は絶対にしないでください。
- 8 午後からも試験がありますので、各自昼食をご用意ください。
- 9 荒天や災害等のため試験の実施が危ぶまれるとき又は試験当日の問い合わせについては、試験当日午前6時以降に田辺市役所宿直室に電話で問い合わせてください。（電話 0739-22-5300）

試験会場案内

■田辺市役所 [住所] 田辺市新屋敷町1番地

